

左京区総合庁舎区民交流スペースの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、左京区総合庁舎区民交流スペースの使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における左京区総合庁舎区民交流スペース（以下、「交流スペース」という。）とは、左京区内で活動する2名以上の者で構成されるグループ（以下「団体」という。）の住民交流及びまちづくり活動等に資する活動の用に供するため設置するものであり、次の施設をいう。

施設名称		定員
区民ロビー（1階）（以下、「ロビー」という。）		
区民交流会議室（2階） （以下、「会議室」という。）	第1会議室A・B	1A：33名 1B：30名
	第2会議室	16名

- 2 ロビーの主たる使用目的は、展示パネル等を利用した使用団体の構成員が作成した作品展示とする。ただし、本市が事業として使用する場合等、区長が特に認めた場合はこの限りでない。
- 3 会議室の主たる使用目的は、住民交流及びまちづくり活動等に資する活動とする。ただし、本市が事業として使用する場合等、区長が特に認めた場合はこの限りでない。

(使用時間及び使用日等)

第3条 交流スペースの使用に供する時間及び使用に供しない日は、次のとおりとする。ただし、区長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

使用に供する時間

	使用に供する区分
平日	区分1（午前9時～正午） 区分2（午後1時～午後5時） 区分3（午後6時～午後9時）
土曜日、日曜日及び休日	区分1（午前9時～正午） 区分2（午後1時～午後5時）

「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

使用に供しない日 年末年始（原則12月29日から同月31日及び1月1日から同月3日まで。ただし、前後に土曜日及び日曜日が連続する場合はその土曜日及び日曜日を含む。）

2 同一団体によるロビー及び会議室の使用は、ロビーは1年度につき1回とし、会議室は1日につき1回（1区分）及び1箇月につき5回を上限とする。

（使用資格及び団体登録）

第4条 交流スペースを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 左京区内に在住、在勤又は在学する者により構成される団体
- (2) 左京区の区域内を主たる活動の場所とする団体
- (3) 左京区における住民交流及びまちづくり活動等を支援する活動を行う団体
- (4) 前3号に掲げる者の他、区長が適当と認める団体

2 交流スペースを使用しようとする団体は、左京区総合庁舎区民交流スペース使用団体登録申請書（第1号様式）により申請を行い、区長の承認を受けなければならない。

3 区長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当しない限り、その登録を承認するものとする。

- (1) 区役所の業務又は管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 政治活動又は宗教活動に利用されるおそれがあると認められるとき。
- (4) 営利行為その他特定人の利益に供するおそれがあると認められるとき。
- (5) その他区長が不適當と認めるとき。

4 登録を承認された団体（以下「登録団体」という。）は、承認を受けた内容に変更が生じたときは、新たに区長の承認を受けなければならない。

5 前回使用時から2年間以上交流スペースの使用実績のない場合は、左京区総合庁舎区民交流スペース使用団体登録申請書（第1号様式）を再度提出しなければならない。

（使用許可の申請等）

第5条 登録団体がロビーを使用しようとするときは、左京区総合庁舎区民ロビー使用許可申請書（第2号様式）に、区長が必要と認める書類を添えて、区長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 登録団体が会議室を使用しようとするときは、区長が指定する予約システム（以下「システム」という。）により申請の手続を行うものとし、その許可を受けなければならない。システム上で当該予約が成立したことをもって、申請があったとみなす。

3 1回の使用許可申請において申請できる期間は、ロビーにあっては2週間以内、会議室にあっては1区分とする。

（受付期間）

第6条 前条の規定による申請の受付は、次の各号に掲げる期間とする。ただし、

区長が特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

- (1) ロビーを使用しようとする日の属する月の3箇月前の月の初日（土曜日、日曜日及び休日（以下「閉庁日」という。）に当たる場合においては、その日後最初に到来する閉庁日でない日。以下同じ。）から使用しようとする1週間前（閉庁日に当たる場合においては、その日直前の閉庁日でない日。以下同じ。）まで
 - (2) 会議室を使用しようとする日の8週間前の午前9時から使用しようとする日の3営業日前の午後5時まで
- 2 ロビーの申請は、閉庁日を除く日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで受け付けるものとする。ただし、ロビーに係る申請について、月の初日においては午前9時から午前9時30分までに申請受付場所に到達した申請者については同着とみなし、くじによって、申請受付順を決定するものとする。
- 3 会議室の申請は、第1項第2号に定める期間内であれば、システムの稼働時間内において行うことができる。

（使用の許可）

第7条 区長は、第5条第1項及び第2項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当しない限り、申請受付順にその使用を許可するものとする。

- (1) 区役所の業務又は庁舎の管理上支障があると認められるとき。
 - (2) 公の秩序を乱す又は善良の風俗を害すおそれがあると認められるとき。
 - (3) 政治活動又は宗教活動に利用されるおそれがあると認められるとき。
 - (4) 営利行為その他特定人の利益に供するおそれがあると認められるとき。
 - (5) 第2条第1項に規定する定員を超える人数で利用すると認められるとき。
 - (6) 事前に参加者を把握せず、適切な管理ができないと認められるとき。
 - (7) 申請者が1人で使用すると認められるとき。
 - (8) その他区長が不相当と認めるとき。
- 2 区長は、前項の許可をするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、その旨を通知する。ただし、当該申請又は予約を認めない場合には速やかに申請者にその旨を連絡する。
- (1) ロビー
受付票（第2号様式切り取り線より下部）を交付する。
 - (2) 会議室
システムにより予約完了の通知を行うものとし、当該通知をもって使用許可とする。

（使用の取消）

第8条 使用の許可を受けた交流スペースの使用を取りやめようとするときは、

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により、速やかに手続を行わなければならない。

- (1) ロビー
区長にその旨を申し出ること。
- (2) 会議室
システムにより予約の取消しを行うこと。

(使用許可の取消等)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流スペースの使用の許可を取り消し、又はその使用を制限することができる。

- (1) この要綱に定める事項又は使用許可時の注意事項に違反したとき。
 - (2) 第7条第1項各号に掲げる事由に該当することが判明したとき。
 - (3) 災害その他不可抗力により会議室の使用ができなくなったとき。
 - (4) 申請に虚偽があるとき。
 - (5) 施設若しくは附属設備を汚損し、又は第12条第2項に規定する原状回復の義務を履行しないとき。
 - (6) 第3条第2項に規定する使用回数の上限を超えて会議室の予約が成立したとき。
 - (7) その他公用又は管理上の都合により、区長が特に必要と認めたとき。
- 2 前項の措置によって損害が生ずることがあっても、区長及び本市はその責を負わない。

(特別の設備)

第10条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、区長の許可を受けなければならない。

- 2 区長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。
- 3 第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとする者は、当該設備に係る区長が必要と認める書類を区長に提出しなければならない。

(地位の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(使用者の管理義務及び禁止行為)

第12条 使用者は、次の各号に定める行為をしてはならないほか、使用時間中その使用に係る施設及び附属設備を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- (1) 会議室での飲食及び喫煙（ただし、水分補給のための湯茶は可）。

- (2) 会議室外に響くような大きい音を出す行為。
 - (3) その他区長が不相当と認める行為。
- 2 使用者は、交流スペースの使用を終了し、又は使用許可の取消し等を受けたときは、速やかに現状に復するとともに、区役所職員等の確認を受けなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、使用する施設若しくはその付属設備を破損し又は滅失したときは、区長の認定により使用者においてその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、左京区役所地域力推進室総務・防災課長が定める。

附 則 (平成23年5月6日決定)

この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

附 則 (平成23年7月8日決定)

(適用期日)

この改正は、決定の日から施行する。

附 則 (平成29年2月1日決定)

(適用期日)

この改正は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月2日決定)

(適用期日)

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

--	--	--

(第2号様式)

左京区総合庁舎区民ロビー使用許可申請書

(あて先) 左京区長	年 月 日
【登録団体名及び代表者名】	【申請者の氏名】
	【申請者の住所・連絡先】
	電話番号 () -

左京区総合庁舎区民交流スペースの使用に関する要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

【使用目的及び概要】

使用目的・内容		
使用する期間	開始日	年 月 日 ()
	終了日	年 月 日 ()
展示パネルの使用枚数	(枚) ※最大10枚まで	
その他連絡事項		

<p>_____様 (団体名_____)</p> <p>区民ロビー _____年 月 日～ _____年 月 日</p> <p>上記使用に関する申請を受け付けます。</p> <p>京都市左京区長</p> <p>* <u>使用当日は、この用紙を3階地域力推進室にご提示ください。</u></p> <p>* 万一、ご使用いただけない場合や、記載事項等についてご確認させていただく場合は、ご連絡いたします。</p> <p>* <u>会議室・区民ロビーのご利用時及び申込時等の区役所駐車場の利用は有料です。</u></p> <p>* キャンセルの場合はご来庁いただくか、次の番号にお電話ください。☎075-702-1001</p>
